

自治基本条例の構成要素一覧

1 条例の基本的な項目に関する要素

構成要素	規定する内容 (⇒ 姫路市における条例や計画など)	WG の 検討案	懇話会 の結果	備 考
前 文	① 本市の特色（姫路城をはじめとする歴史遺産や、森林地帯から播州平野、播磨灘の島嶼部までに及ぶ豊かな自然環境を有することや、播磨地域の中核都市として発展してきたことなど） ② 自治の本旨である団体自治と住民自治の理念の実現を目指すこと ③ 先人が築いてきたまちを発展させ、次世代を担う子どもに引き継いでいくこと ④ 市民がまちづくりの主体であることを自覚すること ⑤ まちづくりの主体（市民、議会、行政）が協力し、適切な役割分担の下で、まちづくりを進めていくこと ⑥ 「自治基本条例を制定する」という旨を宣言すること	○ ○ ○ ○ ○ ○		
目 的	① 自治の基本理念や基本原則を明らかにすること ② 市民、議会、執行機関の役割と責務を定めること ③ 参画と協働による自治の基本的事項を定めること ④ 市民主体の自治の実現を図ること	○ ○ ○ ○		
定 義	条文に頻出する用語として、 ① 「市民」 ・ 市内に住所を有する者（住民） ・ 市内へ通勤又は通学する者 ・ 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他団体 ② 「議会」 定義しない ③ 「執行機関」 市長、地方公営企業の管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会 ④ 「参画」 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に参加すること ⑤ 「協働」 市民と市が、または市民同士が、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割と責任を踏まえ、共通の目的達成に向け協力すること	○ × ○ ○ ○		・ 解釈上の疑義がないと考えられる。

構成要素	規定する内容 (⇒ 姫路市における条例や計画など)	WG の 検討案	懇話会 の結果	備 考
位置付け・最高規範性	① この条例が本市の自治の基本を定めるものであること ② 市や市民は、条例の趣旨を尊重しなければならないこと ③ 市は、自治に関する他の条例や規則等の制定、改廃、運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならないこと	○ ○ ○		・ 条例等の制定や改廃に当たっては、自治基本条例との整合性を図ることを基本とする。 ・ 法制上、自治基本条例も他の条例と同じ法形式であり、条例が及ぼす効果に優劣はないことから、「最高規範」という文言は用いない。
自治の理念・基本原則	自治を推進するための基本理念として、 ① 市民がまちづくりの主体 ② 市民の信頼に基づく市政の推進 ③ 個人の尊厳や自由の尊重 ④ 公正で開かれた市政の推進 ⑤ 地域の個性、自立性を尊重したまちづくりの推進 基本原則として、 ⑥ 情報共有の原則 ⑦ 参画の原則 ⑧ 協働の原則	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
市民の権利・責務	権利として、 ① 市政情報を知ること ② まちづくりに参画すること 役割・責務として、 ③ まちづくりにおいて行政と協働すること ④ 民間相互で協働すること ⑤ 応分の負担を行うこと	○ ○ ○ ○ ○		
市民活動団体（コミュニティ）の責務・支援	責務として、 ① コミュニティ活動に努めること ② 行政との相互理解や協働 ③ 民間相互の協働 支援として、 ④ 市は、多様な主体によるコミュニティ活動の活性化を図るため、その支援を行うこと	○ × × ○		・ 姫路市においては「自治会」をはじめとした地縁団体を中心にコミュニティ活動が行われていることが特色の一つである。 ・ 市民の責務に含まれる
事業者の責務	① 事業者は、市民活動に対する民間相互の協働等に努めること	×		・ 市民の責務に含まれる
議会の役割・責務、議員の責務	① 議会基本条例の規定を基本に規定 ⇒ 姫路市議会基本条例	○		
市長の責務	① 市長は、市民の代表者として、市民の信頼に応え、公正かつ誠実に透明性の高い市政を運営すること ② 市長は、市民の福祉の向上、行政サービスの質の向上など、市の活性化に向け必要な施策を講じること	○ ○		

構成要素	規定する内容 (⇒ 姫路市における条例や計画など)	WG の 検討案	懇話会 の結果	備 考
職員の責務	① 職員は、市民全体の奉仕者として、法令・条例・規則等を遵守し、公正・公平かつ誠実に、全力で職務に専念すること ② 職員は、職務の遂行に当たっては、市民の目線に立ち、市政を運営すること ⇒ 姫路市職員倫理・サービス改革大綱	○ ○		

2 自治体運営の基本原則に関する要素

構成要素	規定する内容 (⇒ 姫路市における条例や計画など)	WG の 検討案	懇話会 の結果	備 考
総合計画	① 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るために、基本構想その他行政分野全般に係る政策、事業に関する計画(以下「総合計画」という。)を位置づけ、策定すること ② 市は、総合計画の策定に当たり、市民意見を適切に反映させること ③ 市は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行い、定期的にその進捗状況を市民に公表すること ④ 市は、総合計画が社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるよう、常に検討を加えなければならないこと ⑤ 各行政分野の計画は、総合計画の趣旨を踏まえて策定されなければならないこと ⇒ 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」	○ ○ ○ ○ ○		
行政評価	① 市は、効率的で効果的な行政運営を行うため、施策、事業等の継続的な評価、見直しを行い、不断の行財政改革に取り組むこと ② 市は、評価、見直しの結果を公表するとともに、その結果を事業、組織、政策等に適切に反映すること	○ ○		
行政組織	① 市は、市民のニーズや社会経済情勢に的確に対応するための組織の構築を行うこと ② 市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織の構築を行うこと ⇒ 姫路市事務分掌条例	○ ○		
財政・財務	① 市は、財政規律の遵守に注力し、健全な財政運営に努めること ② 市は、財政状況について市民に分かりやすく説明を行うこと ⇒ 「財政事情」の作成及び公表に関する条例	○ ○		
外郭団体	① 市は、外郭団体について、設置の目的や趣旨に合った運営が適正かつ健全に行われているか、指導・調整を行うこと ② 市と外郭団体は、円滑な連携を図り、当該外郭団体の設置目的を、効率的かつ効果的に達成するよう努めること ⇒ 姫路市外郭団体指導調整要綱	○ ○		

構成要素	規定する内容 (⇒ 姫路市における条例や計画など)	WG の 検討案	懇話会 の結果	備 考
行政手続	① 市は、行政運営における公正の確保、透明性の向上を図るため、処分、行政指導、届出等の行政手続に関し共通する事項を定めること ② 具体的な手続については、別に条例で定めるところによること ⇒ 姫路市行政手続条例	○ ○		・「別に条例で定めるところ」とは姫路市行政手続条例を指す。
法 務	① 市は、市の行政課題の解決や政策立案に当たり、適正に法令を解釈した上で、条例、規則等の整備を積極的に行うこと	○		
説明責任	① 市は、政策等の立案、実施、評価の各過程において、市民に分かりやすく説明しなければならないこと	○		
意見・要望・苦情等への対応	① 市は、市民の市政に対する意見、要望、苦情等に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を施策や事業の改善に反映するよう努めること	○		
要望の記録と公開	(職員倫理条例の庁内検討が開始されており、その状況を踏まえて検討する。)	△		・職員倫理条例の検討と並行して、要望の記録の制度化の必要性についても検討していく必要がある。その際には、他都市の事例を踏まえ、その目的、効果等を十分に吟味する必要がある。なお、制度化する場合には、記録の対象とする要望の範囲、定義について明確にしておかなければならない。
公益通報	① 市長は、市政運営での違法行為について、職員からの通報を受ける体制を整備すること ② 市は、通報を行った職員が通報による不利益を受けることがないようにすること ⇒ 姫路市職員の公益通報に関する要綱	△ △		・公益通報は要綱に基づく制度として実施している。 ・保護の対象となる通報者は職員であることから、自治基本条例の全体的なバランスを考慮して規定を置くべきか十分に検討すべきである。
危機管理	① 市が市民の生命等の安全を確保するための体制を整備すること ② 市は、その対応に当たり、市民や関係機関と連携、協力し、相互支援を行うこと ⇒ 姫路市危機管理基本指針	○ ○		

3 住民自治の仕組みに関する要素

構成要素	規定する内容 (⇒ 姫路市における条例や計画など)	WGの 検討案	懇話会 の結果	備考
情報共有・情報公開・情報提供	① 市は、自ら積極的に情報の提供に努めるとともに、市民、市民活動団体、行政間の情報の交換を行うなど情報の共有を進めること ② 市は、市民の知る権利を尊重し、非公開情報が記録されていない限り、公文書を公開しなければならないこと ③ 市は、市民に正確で分かりやすい情報を迅速に提供すること ⇒ 姫路市情報公開条例	○ ○ ○		
子ども	① 市は、子どもが市政に関心を抱くよう、行政情報を分かりやすく提供するように努めること	○		・第2回検討懇話会の意見により追加するもの
個人情報保護	① 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の公正かつ適正な取扱いを確保すること ⇒ 姫路市個人情報保護条例	○		
参画・協働	① 市は、新しい公共の多様な担い手による協働を推進し、市民の主体的な参画と協働のまちづくりを図ること ⇒ 姫路市市民活動・協働推進指針	○		・参画と協働について、その目的を明確にする。 ・具体的な手段（パブリック・コメント、審議会等）は別に盛り込む。
パブリック・コメント	① 市は、市民等の市政への参画を推進するため、市の重要な政策等の策定時に、案件を事前に公表し、市民から広く意見を募ること ⇒ 市民意見の提出手続を定める要綱	○		
審議会等の公開	① 市が設置する附属機関等の会議は原則、公開とすること ⇒ 姫路市附属機関等の設置及び運営に関する基本的指針 ⇒ 姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針	○		
審議会等への参加・公募等	① 市は、市の附属機関等への市民の参加に関し必要な事項を定めることにより、附属機関等の審議に広く市民の意見を反映させ、市民の市政への参画を推進すること ⇒ 姫路市附属機関等の委員の公募に関する指針	○		・パブリック・コメントと同様、参画の一つの手段であり、全体の構成とのバランスに留意する必要がある。
住民投票	① 市長は、市政に関し、特に重要な事案について関係する住民の意思を直接確認する手法である住民投票が実施できること ② 住民投票の実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定めること	○ ○		・常設型の住民投票条例を制定している自治体は少なく、市長や議会の関与を経る必要があると考えることから、非常設型としている。 ・国において住民投票制度の創設を含めた地方自治法の改正が検討されており、法令との整合を図る観点から、動向を注視する必要がある。

4 その他の項目に関する要素

構成要素	規定する内容 (⇒ 姫路市における条例や計画など)	WG の 検討案	懇話会 の結果	備 考
広域連携	① 市は、他の地方公共団体と共通する市政の課題や広域的な課題について、積極的に連携や協力を図り、その解決に努めること ② 市は、地域の相互発展のため、他の地方公共団体と積極的に連携や協力を図り、市政を推進すること	○ ○		
国際交流	① 市は、国際社会における役割を果たすため、国外の都市等との交流、連携や協力を努めること ② 市は、国外の都市等との連携や協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を市政に活かすよう努めること	○ ○		
国・県との関係	① 市は、適切な役割分担の下、国や県と対等な立場で相互に協力し、共通する課題の解決に努めること	○		
条例運用や見直し	① 市は、市民意見や社会情勢の変化等を考慮し、必要があると認めた場合に、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること	○		